

議第167号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

国民宿舎野呂高原ロッジ，野呂山交流施設（野呂山ビジターセンター及び野呂山レストハウス），呉市川尻筆づくり資料館及び呉市野呂山セントラルロッジの指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により，あらかじめ呉市議会の議決を経て，指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

国民宿舎野呂高原ロッジ，野呂山交流施設（全2施設），呉市川尻筆づくり資料館及び呉市野呂山セントラルロッジの計5施設を対象とするものです。

(1) 国民宿舎野呂高原ロッジ

施設所在地	呉市川尻町野呂山5502番37
設置年月日	昭和43年10月1日
設置目的	市民の健全なレクリエーションの場を提供し，健康の増進を図るとともに，観光客の利用に供するため，低廉で清潔な宿泊休憩施設として設置する。
設置条例	国民宿舎野呂高原ロッジ設置条例
施設規模等	敷地面積 4,620㎡ 延べ面積 2,403㎡（宿舎棟2,292㎡，浴場棟111㎡） 構造・階数 鉄筋コンクリート造，2階建て 主要施設 客室25室（和室21室・洋室4室），広間，会議室，大浴場，食堂，ちゅう房，事務室
利用状況	利用者数 平成27年度 34,213人 平成28年度 34,103人 平成29年度 30,548人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	【呉市分】 平成29年度 歳入 0千円 歳出 27,581千円 指定管理料 25,338千円 修繕料 2,243千円 【指定管理者分】 平成29年度 収入 139,897千円 支出 139,951千円 ※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料2）を参照
指定管理実績	平成18年4月1日～平成22年3月31日 財団法人野呂山観光開発公社

	平成22年4月1日～平成26年3月31日 一般財団法人野呂山観光開発公社
	平成26年4月1日～平成31年3月31日 一般財団法人野呂山観光開発公社

(2) 野呂山交流施設

設置目的	市民の交流及び地域コミュニティの推進を図るとともに、観光に関する情報提供を行うための施設として設置する。
設置条例	野呂山交流施設設置条例

ア 野呂山ビジターセンター

施設所在地	呉市川尻町野呂山5502番238
設置年月日	昭和44年4月28日
施設規模等	敷地面積 1,744㎡ 延べ面積 974㎡ 構造・階数 鉄筋コンクリート造, 3階建て 主要施設 交流・情報スペース, 多目的室, 管理室, 事務室, 倉庫, 機械室
利用状況	利用者数 平成27年度 51,796人 平成28年度 50,328人 平成29年度 46,174人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	【呉市分】 平成29年度 歳入 0千円 歳出 5,324千円 指定管理料 5,324千円 【指定管理者分】 平成29年度 収入 5,946千円 支出 6,598千円 ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」(参考資料3)を参照
指定管理実績	平成18年4月1日～平成22年3月31日 財団法人野呂山観光開発公社 平成22年4月1日～平成26年3月31日 一般財団法人野呂山観光開発公社 平成26年4月1日～平成31年3月31日 一般財団法人野呂山観光開発公社

イ 野呂山レストハウス

施設所在地	呉市川尻町野呂山5503番143
設置年月日	昭和43年7月1日
施設規模等	敷地面積 3,830㎡

指定管理業務に係る主要な決算の状況	<p>【呉市分】</p> <p>平成29年度</p> <p>歳入 0千円</p> <p>歳出 633千円</p> <p>指定管理料 633千円</p> <p>【指定管理者分】</p> <p>収入 1,279千円</p> <p>支出 1,054千円</p> <p>※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料5）を参照</p>
指定管理実績	<p>平成18年4月1日～平成22年3月31日 財団法人野呂山観光開発公社</p> <p>平成22年4月1日～平成26年3月31日 一般財団法人野呂山観光開発公社</p> <p>平成26年4月1日～平成31年3月31日 一般財団法人野呂山観光開発公社</p>

(4) 呉市野呂山セントラルロッジ

施設所在地	呉市川尻町板休5502番242
設置年月日	昭和44年4月1日
設置目的	野呂山公園施設の利用の増進を図るとともに、野外活動等を通じた市民の健全な心身の育成及び社会教育活動の充実に資するための施設として設置する。
設置条例	呉市野呂山セントラルロッジ条例
施設規模等	<p>延べ面積 295㎡</p> <p>構造・階数 鉄筋コンクリート造，平屋建て</p> <p>主要施設 管理棟，倉庫，常設テント</p>
利用状況	<p>利用者数 平成27年度 2,629人</p> <p>平成28年度 2,425人</p> <p>平成29年度 2,582人</p>
指定管理業務に係る主要な決算の状況	<p>【呉市分】</p> <p>平成29年度</p> <p>歳入 0千円</p> <p>歳出 3,565千円</p> <p>指定管理料 3,057千円</p> <p>備品購入費 508千円</p> <p>【指定管理者分】</p> <p>収入 5,477千円</p> <p>支出 5,087千円</p> <p>※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料6）を参照</p>

指定管理実績	平成18年4月1日～平成21年3月31日 財団法人野呂山観光開発公社
	平成21年4月1日～平成26年3月31日 一般財団法人野呂山観光開発公社
	平成26年4月1日～平成31年3月31日 一般財団法人野呂山観光開発公社

3 指定管理者の業務の範囲

(1) 国民宿舎野呂高原ロッジ

- ア 施設の維持及び管理に関する業務
- イ 使用の許可に関する業務
- ウ 次に掲げる事業に関する業務
 - (ア) 宿泊又は休憩のための施設の提供に関する事業
 - (イ) 集会のための会場の提供に関する事業
- エ 上記の業務に付随する業務

(2) 野呂山交流施設（野呂山ビジターセンター及び野呂山レストハウス）

- ア 施設の維持及び管理に関する業務
- イ 使用の許可に関する業務
- ウ 次に掲げる事業に関する業務
 - (ア) 野呂山及び観光についての情報発信に関する事業
 - (イ) 生涯学習及びボランティアに関する事業
 - (ウ) 教育及び文化の振興に関する事業
 - (エ) レクリエーション等の野外活動に関する事業
 - (オ) 休憩の場の提供に関する事業
- エ 上記の業務に付随する業務

(3) 呉市川尻筆づくり資料館

- ア 施設の維持及び管理に関する業務
- イ 使用の許可に関する業務
- ウ 次に掲げる事業に関する業務
 - (ア) 筆及び筆づくりに関する資料の保管（展示資料を含む。）に関する事業
 - (イ) 各種講演会，講習会，講座等のための施設提供に関する事業
- エ 上記の業務に付随する業務

(4) 呉市野呂山セントラルロッジ

- ア 施設等の維持及び管理に関する業務
- イ 使用の許可に関する業務
- ウ 次に掲げる事業に関する業務
 - (ア) 野外活動のための器具の貸出しに関する事業
 - (イ) 社会教育活動の振興に関する事業
- エ 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	一般財団法人野呂山観光開発公社
団体所在地	呉市川尻町板休5502番37
代表者氏名	理事長 渡邊 正弘
設立年月日	昭和43年4月30日
設立目的	野呂山の景勝地、休養地及び観光地に関し市民の福利厚生のための調査を行い、これらの普及発展開発及び利用の促進を図り、呉市の伸展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
事業概要	(1) 指定管理者等として行う国民宿舎、野営場などの管理運営に関する事業 (2) 国立公園野呂山の利用開発に関する事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
基本財産	5,000千円
従業員数	38人
役員	評議員 河野 一美 澤田 昭宣 渡川 弘幸 原田 邦子 森川 泰博 理事長 渡邊 正弘 理事 三京 玉男 隠村 誠二 上田 正憲 瀬戸 勝尋 銭谷 勇一 銭谷 由子 田丸 賢治 綿野 成泰 監事 三木 勝治 土井 敏範
決算	平成29年度 収入 175,560千円 支出 176,056千円

6 団体（候補者）から提出された事業計画等の概要

管理運営上の基本方針	(1) 野呂山の六つの公共施設を一体的に45年以上管理運営してきた実績を生かし、職員一丸となって管理運営に取り組む。 (2) 当団体の設立目的に従い、野呂山及び地域の振興にウエイトを置いた事業を実施する。 (3) 地域住民雇用、地域特産物販売、地産地消等に努め、地域との共生による相互の活性化を図る。
管理運営体制	(1) 事務局長を総括責任者とし、野呂高原ロッジには支配人を配置して重点的な管理を行う。 (2) 各施設には担当（1～4名）、臨時職員（1～8名）を専任・兼任により適宜配置し、これまでの管理経験を生かした効率的かつ安定的な管理を行う。
施設の維持管理	(1) 定期的な点検を実施し、衛生的で安全な施設の維持管理に努める。

	<p>(2) 状況に応じて適宜，点検・補修・改善を実施する。</p> <p>(3) 必要に応じて各種保守管理業務を専門業者に委託することで，専門職による質の高い安全な維持管理を図る。</p> <p>(4) 緊急時に備えて，防火管理者の選任・自衛消防組織の結成による防火・防災体制を組織する。</p>
利用促進の取組	<p>(1) 過去の実績による利用者のニーズをプランに反映し，利用者からの要望に応える事業を実施する。</p> <p>(2) 野呂山の自然を生かした事業を実施する。</p> <p>(3) ホームページの充実やマスメディアを利用した情報発信を図るほか，各種リーフレットの作成・配布をして利用促進を図る。</p> <p>(4) 各施設の連携による相乗効果を図る。</p>
自主事業その他サービス向上の取組	<p>(1) 観光客誘致事業として，無料定期バスの運行等を行う。</p> <p>(2) イベント事業として，野呂山の自然を活用したキャンプ体験等を行う。</p> <p>(3) 販売事業として，地域特産品を使用した料理の開発及び販売を行う。</p>
経費削減の取組	<p>(1) 一括発注，一括購入により，コストの削減に努める。</p> <p>(2) 各施設の人材配置を流動的に行い，余剰となる人件費の削減に努める。</p> <p>(3) 冷暖房の温度管理を細やかに行うことにより，光熱費の縮減を図る。</p> <p>(4) 在庫管理の徹底により，備品，消耗品等の節約に努める。</p>
市民協働の取組及び地域との連携や貢献	<p>(1) 地元の散策ガイド，ボランティア団体，観光協会等と協力体制を図る。</p> <p>(2) 地域行事に積極的に参加し，活性化を図る。</p> <p>(3) 地産地消の取組，地域特産品の販売を積極的に行う。</p>

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料7から12まで）のとおり。

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
一般財団法人野呂山観光開発公社	呉市川尻町板休5502番37	渡邊 正弘

(2) 審査基準

応募者が(1)に掲げる1者であったため，募集要項においてあらかじめ示したとおり，採点による審査を行わず，各基準ごとにその適否を審査したものです。

審査基準	判定
<p>① 事業計画書等の内容が，利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>利用者の平等な利用の確保</p>	適・否
<p>② 事業計画書等の内容が，施設等の適切な維持管理が図られるもので</p>	適・否

あること。 【主な評価の視点】 適正かつ確実な維持管理 災害時や緊急時等の適切な対応	
③ 事業計画書等の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 【主な評価の視点】 指定管理料等の提案額 管理経費の縮減への取組	適・否
④ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。 【主な評価の視点】 利用者のニーズの把握及び質の高いサービスの提供 施設の特徴を生かした斬新さや独自性のある提案	適・否
⑤ 施設等の管理を安定して行う能力を有していること。 【主な評価の視点】 経営状況 必要な人員配置体制 個人情報等の適切な管理体制	適・否
⑥ その他施設の設置目的等に応じて別に定める基準 【主な評価の視点】 地域や市民協働を意識した取組	適・否
総合判定	適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

応募者	一般財団法人野呂山観光開発公社	【評価した点】 (1) 野呂山の公共施設を、適切に維持管理するノウハウと実績を有していること。 (2) 積極的な営業展開や利用者目線での新たな利用プランの開発、施設管理及び接遇等、利用促進が図られる内容であること。 (3) 平成30年7月豪雨災害による風評被害やアクセスルートの制限による影響の回復を図る内容であること。
総合判定	適	
【内 訳】		
審査基準①	適	
審査基準②	適	
審査基準③	適	
審査基準④	適	
審査基準⑤	適	
審査基準⑥	適	

(4) 選定委員会名簿

	氏 名	所 属 等
委員長	藤谷 則夫	広島経済大学経済学部 教授
副委員長	山田 知子	比治山大学現代文化学部 教授
委員	片岡 吉晴	一般社団法人広島県観光連盟 常務理事兼事務局長

	大上 賢治	税理士
	扇谷 恒範	呉市レクリエーション協会 会長
	山口 牧寛	川尻町観光協会 副会長
	盛池 尚教	呉広域商工会 事務局長
	大下 正起	呉市産業部 部長

9 選定の理由

当該施設については、指定管理者の公募を行ったところ、応募者が1者であったため、当該者を指定管理者とすることの適否につき、呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第3条の規定に基づく選定委員会において審査を行いました。

その結果、応募者である一般財団法人野呂山観光開発公社が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。